

# 一般社団法人全国産業人能力開発団体連合会

## 広告営業審査基準

本来、営業または広告に表現される内容は、一般消費者に対してその法人の公約として履行されなければならないものである。

民間の教育訓練実施者が提供する講座等に関する広告の実施や営業活動においても、これを不当に誇張すること等により、受講者等に誤解を与え、その利益を損なうことがあってはならない。

以上の観点から、一般社団法人全国産業人能力開発団体連合会においては広告営業審査基準を制定し、広告または営業における表現を自主規制することにより、民間による能力開発の社会的信頼を高めるとともに、正常な発展を促進することに資する。

### 1 教育訓練実施者に関する表現

教育訓練実施者に関する表現は、実態とは異なる公的イメージを与える表現（例えば、行政官庁より指導を得、等）を用いてはならない。

また、実施法人の歴史や業績及び組織等の表現については、明確にその事実が認識できる範囲内のものとする。

### 2 講座内容に関する表現

#### (1) カリキュラム

実施している指導の内容を、利用者が明確に理解できるように表示する。

#### (2) 講座時間

通学講座にあつては講座実施時間を、通信講座にあつてはその講座の標準的な学習期間を表示する。

受講者のレベルに言及しないままで、「短期間で安易にマスターできる」というような、客観的でなく、誤解を招くような表現は行わない。

#### (3) 教材及び機材

受講生に配付する教材及び機材については、その種類やボリューム等に関して、事実と異なった表現をしてはならない。

#### (4) 指導者

実際には指導にあたっていない人物や組織等が、あたかも実際に指導にあたっているような表現をしてはならない。

### 第3 資格に関する表現

修了後「〇〇資格を授与する」といったケースにおいては、国家資格等の授与と誤認されるような表現をしてはならない。

### 第4 合格率、合格者占有率等に関する表現

合格率、合格者占有率等に関する表現を行なう場合は、事実に基づいた表現を行うものとする。

確実な根拠がないのに、日本唯一、No.1、100パーセント、完璧、完全等の用語を用いてはならない。

### 第5 修得した技能、取得した資格等の需要に関する表現

修得した技能、取得した資格等が実態以上に将来有望である等誇大な表現をしてはならない。

また、その技能や資格を修得（取得）すれば、簡単に高収入が得られる等、誤認を招くような表現をしてはならない。

### 第6 学費または受講料に関する表現

学費または受講料に関しては、利用者が受講申込を行う時点までに、その講座を修了するために必要な金額の一切を明示するものとする。

### 第7 受講生の募集方法等について

虚偽あるいは実現が困難であると認められることがらをあたかも簡単に実現するような表現を用いて勧誘したり、消費者の意思を無視したり、また、確認しないまま強引に契約を結ばせるような方法で、受講生の募集を行ってはならない。

その他、募集・解約等について、社会の非難を受けるような行為があってはならない。

### 第8 その他

その他一般社会通念に照らし、教育訓練団体としてふさわしい広告営業活動を行い、業界の正常な発展に努める。

2 受講生募集パンフレットへの具体的な表示事項については別表を順守しなければならない。

附則

- 1 この基準の改廃は、理事会の決議をもって行う。
- 2 この基準の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 3 この基準は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

(別表)

## 受講生募集パンフレットにおける表示事項について

この基準は、広告営業審査基準に基づき、優良認定講座の受講生募集パンフレットに最低限表示すべき事項を定めたものである。また、教育訓練施設は受講希望者に対して受講申込までにこの規定事項を示さなくてはならない。

### 1. 受講生募集パンフレットの定義と要件

ここでは「受講生募集パンフレット」とは「受講生募集に使用する印刷物又はWeb等の一切」を指し、受講生募集パンフレットはこの基準に定める全ての事項を含んでいなければならない。

### 2. 教育訓練施設に関する表示

教育訓練施設に関しては以下の点について表示しなければならない。

表示事項	通信制 (eラーニングを含む)	通学制
1) 教育訓練施設の名称	略称や通称を用いる場合は、正式名称を併記すること。	
2) 教育訓練施設の所在地及び電話番号	教育訓練施設の所在地及び電話番号を表示すること。	

### 3. 講座に関する表示

講座に関しては、以下の点について表示しなければならない。

表示事項	通信制 (eラーニングを含む)	通学制
1) 講座名称	① 優良認定講座として登録されている名称（以下登録名称という。）の使用を原則とする。 ② タイトル及び受講申込書に登録名称の愛称・略称・俗称等を用いる場合は、明確に理解できるように登録名称を併記し、本文または欄外にはその旨明示すること。	
2) 講座の形態	通信制であることを明らかにすること。	通学制であることを明らかにすること。
3) 講座の目的・レベル	講座は目的を明確にすること。受講対象者のレベルと目標とする達成レベルはできる限り具体的な表現をすること。	
4) カリキュラム	具体的な指導範囲と学習順を表示すること。	
5) 指導期間	標準的な指導期間を表示すること。	

表示事項	通信制 (eラーニングを含む)	通学制
6) 指導の始期と終期	始期を表示すること	始期・終期を表示すること
7) 指導時間数		総指導時間数または単位指導時間と指導回数を表示すること。
8) 添削回数	総添削回数を表示すること。	
9) 質疑応答	受講期間中に質疑応答できる回数及び料金の有無を表示すること。	
10) 指導日時		講座の指導日時を表示すること。
11) 教材及び機材	受講者に配布する教材及び機材についてはその内訳を明示し、量・数は具体的に表示すること。また、市販の教材を使用する場合はその旨表示すること。	
12) 定員		全ての設置講座ごとに定員を表示し、申し込み状況等により変動が生じる場合にはその旨表示すること。

#### 4. 講座の費用に関する表示

講座の費用に関しては、以下の点について表示しなければならない。

##### 1) 講座費用の総額

講座の受講から修了するまでに必要な費用の全てを表示し、明細がある場合はその内訳を表示すること。ただし明細がない場合は総額を表示すること。

##### 2) 消費税

表示する全ての料金には、消費税が含まれているか否かを表示すること。

##### 3) 支払方法

支払方法及び支払時期について詳細に表示すること。

##### 4) 解約の可否

解約の可否を表示し、解約ができる場合にはその条件や方法について表示すること。

##### 5) 体験学習・見学が可能な講座の料金に関する表示

体験学習・見学が可能な講座がある場合、それにかかる料金の有無・利用方法を表示すること。

以上